

滋賀県道路公社における契約保証および前払金保証に係る保証 証書等の電子対応について

建設工事および建設工事に係る業務委託における契約手続きの電子化を推進するため、これまで紙で提出いただいていた契約保証、前払金保証（中間前払金保証を含む）に係る保証証書等について、令和6年4月1日から電子対応を導入します。

電子対応を導入する保証等の種類

(1) 保証事業会社（西日本建設業保証株式会社、東日本建設業保証株式会社および北海道建設業信用保証株式会社）

(2) 損害保険会社による公共工事履行保証または履行保証保険

※従来どおり、紙による保証証書等の提出も可能です。

電子での取扱い

保証事業会社の保証の場合

電子証書等閲覧サービス「D-Sure」で電子証書を閲覧するための認証キーおよび保証契約番号が記載された「電子認証閲覧用「認証キー」等のお知らせ」（保証事業会社から発行されるもの）をメール提出してください。

※D-Sure は、保証事業会社が提供する電子証書を集中管理し、発注者が閲覧できる仕組みをインターネット上で提供するサービスです。

※メール提出時の注意事項

(1) 契約保証の場合

- ・メール件名は、「【電子保証】 工事番号（業務委託番号）案件名」としてください。
（例：【電子保証】 第〇〇号△△工事）

- ・提出先メールアドレス douro-nyusatsu@shiga-dourokousha.or.jp

(2) 前払金保証の場合

- ・メールの件名は、「【請求関係書類】 工事番号（業務委託番号） 案件名」としてください。
（例：【請求関係書類】 第〇〇号△△工事）

- ・提出先メールアドレス douro-nyusatsu@shiga-dourokousha.or.jp

損害保険会社が発行する公共工事履行保証証券または履行保証保険証券の場合

損害保険会社から発行された PDF 発行証券（パスワード付）およびパスワードをメール提出してください。

※メール提出時の注意事項

- ・メールの件名は、「【電子保証】 工事番号（業務委託番号） 案件名」としてください。
（例：【電子保証】 第〇〇号△△工事）
- ・PDF 発行証券を送付するメールには、損害保険会社があらかじめ指定する共通窓口連絡先である特定のメールアドレスを、CC に設定してください。
- ・損害保険会社から直接発注機関へ PDF 発行証券がメール提出される場合、その旨当公社へ伝達いただき、パスワードのみ当公社にメール提出してください。

- ・提出先メールアドレス douro-nyusatsu@shiga-dourokousha.or.jp

適用日

令和6年4月1日以降に契約を締結するものおよび前払金等請求をするものから適用

留意事項

実際の保証等の手続きについては、保証事業会社および損害保険会社にご確認ください。

契約の保証および前払金保証の電子化について

令和6年4月1日より、契約の保証及び前払金保証について、電子による取扱いを開始します。電子化の対象となる保証証書等は以下のとおりです。具体的な取扱いは保証事業会社もしくは損害保険会社に確認の上、手続きを行ってください。

電子化の対象となる保証証書等

契約の保証	→ ①契約保証証書	(引受先：保証事業会社)
	→ ②公共工事履行保証証券 履行保証保険証券	(引受先：損害保険会社)
前払金保証 (中間前払金含む)	→ ③前払金保証証書	(引受先：保証事業会社)

電子化による取扱いのイメージ

